

評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦幌町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、浦幌町職員の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別表1)

区 分	車 賃 1キロメートル につき	日 当 一日につき		宿 泊 (一夜につき)		
		管 外	管内及び 町 内	道外	道内	町 内
役 員	40円	2,000円	1,000円	11,000円	10,000円	7,000円
評 議 員 各 委 員						
職 員	30円	1,000円	支給無			

*車賃の計算については、役場に準じ、自動車ルート検索サイトによる距離計算を用いて算出することとする。